

平成27年4月

各 位

北九州市契約室

公益通報制度等について

第1 公益通報制度について

- 入札契約関係において、市職員の不正行為等にお気づきの場合は、市役所総務企画局人事課（093-582-2203）までお知らせください。
- なお、通報を行ったことによって、契約上不利益な取扱いを受けることはありません（ただし、受注者等の側に不正行為等がある場合を除きます。）

第2 見積書の取りまとめの禁止について

- 市職員から、他社（者）の見積書の取りまとめの依頼があった場合、絶対に応じないでください。
- 他社（者）の見積書の取りまとめは、談合の疑いを招く不適正な行為です。
- 市としては、市職員に対しては、そのような依頼をしないように強く指導しています。また、もし行った場合には厳しい処分を科すこととしています。
- もし、市職員からそのような依頼があったら、公益通報制度により市にお知らせください。ご協力をお願いします。

第3 指名停止等の措置について

- 市職員の不正行為等に加担した場合は、たとえ市職員からの働き掛けによるものであっても、指名停止等の措置をとることがありますので、念のため申し添えます。

【問い合わせ：北九州市契約室管理課（093-582-2545）】